

舞台芸術科（仮称）設置検討協議会の設置及び運営に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、舞台芸術科（仮称）設置検討協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第2条 県立高校における舞台芸術科（仮称）の基本構想を検討するため、舞台芸術科（仮称）設置検討協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次の事項について具体的に検討し、その結果を神奈川県教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）に報告する。

- （1）舞台芸術科（仮称）の設置に係る基本的枠組に関すること
- （2）その他舞台芸術科（仮称）設置に関し、教育長が必要と認める事項

（設置期間）

第4条 協議会の設置期間は、平成30年12月31日までとする。

（構成員）

第5条 協議会は、舞台芸術に関する学識経験者、神奈川県教育局関係者、神奈川県県立高等学校関係者及び県内公立中学校関係者等のうちから選定した者9名以内をもって構成する。

2 協議会の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は、会議設置の日から平成30年12月31日までとする。

（会長）

第6条 協議会に会長1人を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会における意見を取りまとめる。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

（会議の開催）

第7条 協議会は、教育長が必要に応じて開催する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の者を出席させることができる。

（ワーキンググループ）

第8条 協議会に、ワーキンググループを設置する。

（意見聴取）

第9条 協議会は、必要に応じて構成員以外の学識経験者等の意見を聴取することができる。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、教育局総務室が行う。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。